令和4年第12回矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年12月20日 (火) 13時~15時25分
- 2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室
- 3 出席委員

(15名)

会長 16番 中 川 和 則

会長職務代理者 15番 佐々木 昭 英

委員 1番 金 子 忠 博

委員 2番 佐々木 達 也

委員 3番 高 橋 かおる

委員 4番 白澤 克美

委員 6番 川 村 良 道

委員 7番 川 村 和 男

委員 8番 佐々木 博

委員 9番 星 川 忠 博

委員 10番 藤 原 幸 藏

委員 11番 佐 藤 俊 孝

委員 12番 高 原 弘 明

委員 13番 阿 部 江利子

委員 14番 白 澤 和 実

(欠席委員) 5番 熊 谷 洋 司

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 報告第4号 専決処理事項報告について

日程第9 報告第5号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第10 報告第6号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第11 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否

決定について

日程第12 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する

許否決定について

日程第13 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第14 議案第4号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見

決定について

日程第15 議案第5号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可

申請に対する意見決定について

日程第16 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第17 議案第7号 矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意

見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子

主任主事 藤 原 佳芳里

主事 鈴 森 玲 香 (産業観光課主事併任)

産業観光課

主査 民部田 一 成

6 会議の概要

議長

それでは会議に先立ちまして、皆様にはお知らせいたします。本日の総会にあって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して行います。質問、意見等や討論等発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるようよろしくお願いします。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、5番、熊谷洋司委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただ今から、令和4年第12回、矢巾町農業委員会総会を開会します。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、当職より指名いたします。3番、高橋かおる委員、4番、白澤克美委員、6番、川村良道委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議なしの声でありますので、当職より指名いたします。農 業委員会事務局、鈴森玲香主事にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声でありますので、それでは本日1日と決します。

日程第4、業務の結果報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

11月24日、地域計画策定による説明会を、上赤林地区で行っております。同じく28日、地域計画策定説明会、広宮沢地区で実施されております。

議長

議長

議長

議長

議長

11月30日からですが12月1日まで、全国の会長集会がございまして、30日が農業者年金加入セミナーということで、私が出席しております。農業者年金についての内容といたしましては全国の農業者加入推進に係る事例とかが、かなりわかりました。中でも、私、これでちょっと気づいてきたことが一つあるんですけど、年金加入促進を行うために農協さんとかの力も借りて実施していた県がございました。このようなやり方など全国の事例発表とか、伺ってきております。農協としても年金のほうも結構ですけれども、税関係だと共済とかそういった感じで推進するというのを聞いておりましたから、なるほどなというように聞いてまいりました。

次に12月1日ですけれど、同じく本県選出国会議員の政策要請で県全体から参加された方で、質問が出され、皆さんもご承知のとおり水田活用交付金で、やはりどこの県でも、ああいう政策はやめてほしいというような要望等が出されておりました。参加された皆さんからも、もうちょっと考えてほしいという要望が出された状況でございました。同じ日の全国農業委員会会長集会でありますけど、これは今やっている地域計画策定に関するものの事例とか、県によって様々な事例があるというところでした。

また、2日ですけれども、地域計画策定に係る説明会、城内地区について実施されております。6日に南昌地区で実施されております。

ほか、8日9日が議会12月会議で、私と事務局で出席しております。この結果は、全員協議会で詳しく説明があります。12日まで一般質問ということで出席いたしました。直接、農業委員会への質問はございませんでしたけれども、先程の町長さんもお話にもありましたような方向からの対策とか、そのような支援に対する意見、質問等がかなり出ておりました。

また、9日には地域計画策定に係る説明会が煙山地区で実施されております。14日は現地調査実施されておりますし、同じくあっせん会議がございました。15日は、地域計画策定に係る説明会が間野々地区で実施されております。

そして本日20日、家族経営協定締結者激励会と、今回の第12回総会と なっております。よろしくお願いします。以上報告といたします。

質疑等ありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。経過報告の中で、議会の議事内容、農業関係に関わる 議事内容等がありましたらば、我々委員にもその内容を紹介していただき たい。以上です。

事務局

はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 ただいまの佐藤委員の質問にお答えいたします。この場ではありません

が、内容がいっぱいございますので全員協議会のほうに資料をまとめてご ざいます。それにつきましては、総会終了後に休憩時間をもって皆さんに 配布した上で、内容について簡潔にご説明したいと思っております。以上

です。

議長よろしいですか。

佐藤俊孝委員 了解しました。

議長 ほかはございますか。なければ、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させませ

す。

事務局(報告第1号 朗読)議長補足説明を許します。

事務局はい、議長。

議長

事務局 報告第1号について補足説明させていただきます。

はい、事務局。

番号2番につきまして、相続人が盛岡市在住の方となっております。こちらにつきましては、相続した農地は、町内の方が耕作している農地のため、遊休農地には繋がらないものと考えております。以上でございます。

議長それでは、質疑ございましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長質疑がないようですので、次に進みます。

日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第2号 朗読) 議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 報告第2号について、補足説明させていただきます。こちら、番号1

番、2番の案件につきましては、市街化区域拡大により宅地転用が決まっているため解約するものとなっております。こちらの2件につきましては、報告第4号に転用届出が提出され専決したことを報告しております。

以上でございます。

議長それでは、質疑等ございましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしのようですので、では次に進みます。

議長

日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第3号 朗読) 議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 報告第3号について、補足説明させていただきます。

番号1番、2番につきましては、農地の所有者である●●氏の意向で ●●●●●●●●から●●氏に耕作者を変更したいとの申し出があり、 解約したものとなっております。●●●氏に耕作者を変更する貸借の手続 きにつきましては、議案第6号に挙げられております。以上でございま

議長それでは、質疑がございましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしのようですので、では次に進みます。

日程第8、報告第4号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局(報告第4号 朗読)議長補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 報告第4号について、補足説明させていただきます。

これにつきましては、市街化区域内農地転用届が提出されたため、報告するものとなっております。こちらは市街化区域拡大に伴い市街化区域内農地となった場所であり一体的な開発となるため、一度に申請いただいております。今回は下花立地区、田中地区の提出となっております。転用後は宅地分譲予定となっております。以上でございます。

議長それでは、質疑がございましたら、挙手願います。

高原弘明委員はい、議長。

議長 はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員 はい、12番、高原です。宅地開発に基づく専決処分ということで、専決 処分できる事項というのはいくつか決められていると思いますが、なぜ今 回これは専決処分の形をとって手続きをしたのか、その辺のところをお聞きしたいです。

高原弘明委員

それから2点目でございます。今回のこの専決処分のこの記載事項については、何かこの決まりがあるのかということなんですが、一般的に売買とか使用貸借の場合には1反歩あたりいくらとか、そういう金額を記載するんですが、今回のこの専決処分とか、開発行為については記載しなくてもいいというか、そういう項目・事項というのが何かあるのか、そこのところを確認したいです。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目について、今回の市街化区域内農地について転用届出について専決処理事項とした内容ですけれども、こちら矢巾町農業委員会事務局規程第12条第2項に「局長は市街化区域内農地の転用届出があったときは、次に掲げる場合を除き専決処理するものとする。」と定められておりますので、今回専決処理事項として報告いたしました。

2点目、記載についてほかの市街化調整区域内のものと記載内容が異なる点につきましては、こちらの記載内容につきましては定められているものではございませんが、皆さんに参考になる部分について届出書から抜き出して記載しているような状態となっております。また、先程例として挙げていただいた売買価額につきましては、転用届出書には売買価格を記載する欄が設けられておりませんので、こちらの方では把握していない情報となっております。以上でございます。

議長

高原委員、高原委員。

高原弘明委員

はい。

議長

よろしいでしょうか。

高原弘明委員

はい、議長。

議長

12番、高原委員。

高原弘明委員

12番、高原です。「専決することができる」ということはわかります。 それは規定の中に定められている。でもそれが、最初から専決ありきで読むものではないのではないですか。ですから、どうしても専決しなければならないときにこの専決処分という専決処理という形をとるので、最初から専決ありきでやったら、農業委員会の総会の意味をなさないのではないですか。全部報告であげてしまうのはないですか。

ですから、その辺のところを、どうしてもこの専決処理をしなければならないというその理由をちょっと知りたい。例えばこの件数が多くて、開発行為のためには暇がなかったとか、何かがあったのかなということが一つです。よろしくお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。先程お知らせしました規定には、「次に掲げる事項を除き専決処理するものとする」となっておりますので、市街化区域内の農地の転用の届出があったときは専決処理するものとなっておりますので、今回もそれに基づいて専決処理したものでございます。

また、市街化区域内は調整区域内と違いまして「許可」ではなく「届出」となっておりますので、こちらについても専決処理したものでございます。今回につきましては、大規模な開発となっておりまして件数もかなり大きくはなっておりますが、たとえ1件の転用であってもでも、市街化区域内農地であれば届出で専決処理をしております。以上でございます。

議長

よろしいですか。

高原弘明委員

はい、わかりました。

議長

ほか、ございますか。 (「なし」の声あり)

議長

では、次に進みます。

日程第9、報告第5号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、 を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第5号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

報告第5号について、補足説明をさせていただきます。この案件につきましては、先月からの先送り、再審議ということで、今月に持ち越しとなった案件でございます。その中で先月、疑義が出されました内容について、こちらで調べられました内容についてまずご報告をいたします。

先月、ご質問が出ました、そもそもこの方のこの農地については、ほ場整備事業が入っていたのではないか、その事業の内容についてお知らせしてほしいという内容がございました。それにつきましては、盛岡広域振興局農政部農村整備室から、資料をいただいております。

うちの庁舎の中で探し当てられなかったので、振興局のほうから情報をいただいております。事業の名称としましては、西部煙山地区の換地計画案が作成された、ほ場整備ということになっております。紫波郡矢巾村、煙山土地改良区となってございます。

この西部煙山地区という事業につきましては、畑地帯の整備ということになっております。畑とリンゴの生産団地を作りたいというものになってございます。樹園地造成事業というものとなっております。畑の基盤整備事業樹園地造成事業が計画されたというものになっております。矢巾村農業委員会、農協と三者が主体となって本事業達成のため座談会等を開催し、趣旨徹底を図った上で換地計画をまとめたというものになってございます。事業の内容としては以上です。

続きまして、あともう一つ質問がございました、新規開田の抑制に関する考え方でございますが、それにつきましては、農業委員会の県段階たる岩手県農業会議のほうにも照会をかけましたところ、新規開田の考え方については、農業委員会の範疇ではなく、農政の範疇であるということで農業委員会の指導者という立場で指導する何もないという、ご判断をいただきまして、回答のしようがないというお話をいただきました。

うちの農政を通じまして県のほうにも照会をかけたのですが、はっきりとした回答を出すには資料が不足であるということで、県のほうから更に農政局の経営事業支援部農地政策推進課のほうに照会をかけてくださったので、そちらのほうからいただいた資料が皆さんのお手元にありますタイトルが「新規開田の抑制について」という66ページにわたるものでございますが、その内容をいただいております。

また、東北農政局に対しまして、東北6県のどこかの県から照会のかかったものということで、内容をいただいておりますが、地方分権一括法施行後ということで平成20年になります。「新規開田抑制通達の取り扱いについて、この通達はまだ生きているものという解釈で良いか」という照会をかけた件がございます。それにつきましても、県、要するに「行政機関の判断に基づいて通達の趣旨に従って対応することは適切であると思料される」という回答がなされております。

新規開田抑制の通達はその後、機関委任事務制度の廃止に伴って、農林水産省関係の通達が種々廃止されているものがございますが、新規開田の抑制通達は廃止の中には入っておりませんということで回答されたものはございます。そのため、新規開田抑制という考え方は受け継がれておりますという資料をいただいております。

なお、この資料に基づきまして、再度岩手県農業会議に考え方について 照会いたしましたが、平成30年頃になりますか、今、経営所得安定対策の 関係で水張り水田の話が出始まったあたりに、要するに生産調整について どのように考えるかということで、それについての通達が、ちょっとはっ きりこれですよという書物は提示はなかったんですが、議論が出たあたり に生産調整の考え方というものが大きく変わってまいりまして、基本は調整をするということですが、もちろん交付金とか、そういう該当にならな いのを承知で、それでも水田として作っていきますよという部分について まで、抑制するというものではないというような話が出ているということ で、生産調整の考え方は少し転換をしております、という話をいただいて おります。

先程からの通知の中でも「極力」ということで、完全に抑制という表現にはなっておりませんし、また考え方としても、完全に抑制するというようなものではなくて、今は生産調整、昔のような転作でしっかり調整するということのものにはなっておりませんが、いろいろな産地の状況に応じた考え方をしていく、取り組み方をしていくというような内容に変わっているということで、若干変更があったと指導されておりますので、それについて先月も申し上げましたとおり、事務処理要領にも「畑から田、田から畑」という両方の方向性に対して届出でよろしいと書いてありますとおり、それについて何か疑問を挟む余地があるのかというところを言われております。まずはそこは認められているよというところでいいのではないか、という指導をいただいております。

新規開田の抑制ということで、どういう場面で抑制して、どういう場面で許容するかというボーダーラインについて、はっきりしたものは示されておりません。なので、そこについては行政機関ということで、町の農政のほうとも、当然この届出を受理するにあたっては相談しておりますし、水田台帳の担当のほうにも照会しておりますし、その中で、交付金をもらうという趣旨ではないと、本人の営農のスタイルとして畑作ではなく水田作だというところもあったということで、その点は許容範囲ではないかという話もいただいた中での処理となってございます。

それから、更に先月、疑問として提示されました事業完了から8年経過 したものについての、縛りでございます。

先月お話が出ましたのは補助金の適正な運用に基づく規制の中で8年という基本的なルールのお話がございましたが、土地改良法の解説において、逐条解説で「対象となる行為」ということで規制に該当するかしないかというところの判断が示されております。その中で、事業完了の日から8年以内は縛りを受けるというところの8年とした理由について「私的所有権の自由をあまりに長期にわたって制限することとなる結果を避けるため」という表現がございます。そういう意味で、その補助金の適正化の法律のほうとも整合性をとった8年というふうに考えられますので、8年というそのボーダーラインの理由は、私的所有権の自由を長期にわたって制限することがないようにという配慮だということについては、明確に8年と線が引かれております。

なお、先月から今回も上がっております2筆につきましては、昭和42年3月に換地されたものでございますが、従前も畑であり、換地後も畑というところは、県から資料をいただいております。その畑というものについて、どの時点で田に転用したかについては、本人の届出者の記憶が若干曖昧であること、それから書いてあるものが一切ないこと、鹿妻穴関土地改良区の水利権も今は請求されておりますが、それがいつから請求され始まったものであるかというようなところについては不明となっております。

そのため、田にした時期がいつだったのかという点については、本人の 申述以外の部分については、はっきりとこうだという根拠として皆さんに 提示できるものは行きつくことができませんでした。その点をご報告いた します。

なお、今回上がっております2筆ですが、1筆は届出者ご本人のお父様が換地当時所有していたもので、それを換地後に相続取得したものになっております。もう1筆につきましては、換地時点ではほかの方が所有しておりましたが、その方から昭和50年2月に売買ということで、換地後8年経ったあたりに売買して所有をしたものという2筆になってございます。昭和42年ということで、届出者の方については当時20代後半だったと思われます。そのため、主体的にこの換地の計画策定に関わったかどうかという点についても記録としては残っておりませんし、ご本人の申述もその点はさほどないというところでございます。

先月の疑問として出されました件について、事務局のほうで調べられま した結果については以上でご報告といたします。

今の報告第6号議案ですけれども、前回の総会で再審するというふうな報告事案でございまして、また今事務局の方から、前回足りなかった説明資料等の説明等もございました。皆様ご理解していただけたと思います。それでは、この件に関して質疑等ございましたら、挙手をお願いします。

佐藤俊孝委員 議長 はい、議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。色々調べていただいて、だいぶ整理がついたんだろうなと拝聴しました。若干、見解が違うところがありますので確認します。

私が県の農政部にいて取り組んできたボーダーライン、その辺を少し、 参考までにお話しします。適化法上の、国庫補助金の適正化に関する法律 を略して適化法と言っていますが、この中に処分制限期間、善良なる管理 をする期間として、8年と述べられています。それは先程来、事務局長が 説明したとおり、土地改良法の解説の中でも「完了した後8年」というの が出ています。そこについては、何ら疑問を挟むものではありません。前 回もそこには疑問を挟んでおりませんでした。

何に関するところが制約になるだろうかというところは、完了してから 8年間は善良な管理をしねばならないことなので、その期間について確認 として挙げたところです。

その点については一切疑問は挟んでいなかったんですが、事務局長から 開田抑制の話に出た中に、縷々改訂された経緯まで資料を作っていただき 見たわけですが、私が現役の頃は、農地転用や事業計画の話をするとき に、この44年、45年の開田抑制の通達を守ることが絶対でした。要は、米 余り現象であるから、水田面積を極力絞り込みたい。

11

議長

佐藤俊孝委員

だから新規に開田するようなことは、あってはならない。また、事業導 入を行う場合、国庫補助費をいただいて国営事業とか県営事業、それから ここの例に出てる団体営事業の中で水田面積を確認するときは、現況より 計画面積数字は超えてはならない。もし数字が超えれば、「開田」にな る。だから国の事業認可が通らなかったんです。

ですから当時農政に関わった人は、このようなことはあってはならない ので、開田抑制通知をもってその解釈をずっと堅持して、物事の判断に 持ってきた経緯があります。今、いろんな形でその制約を、こういうふう に理解できるからこういう内容でどうだろう、というところに対しては口 を挟みませんが、当時の内容についてはそういうことでした。

今回の案件、開田抑制の解釈と農地法の中での手続きの解釈は別物だ よっていうことは、この間の質疑の中でもお話をしたんですが、底辺に流 れているところは同じところに立脚しているので、こういうものを簡単に 受け付けていいんだろうかっていう疑問点から、その内容を掘り下げた経 緯です。今後このようなことが出てきたときに、水田から畑という地目に ついてはこれまでも多々あり、その手続きは従来どおり進めても構わない と思います。ただ、逆のパターンはいかがなものなんだろうかというとこ ろを疑問に思って、この報告内容について確認したところです。

今、報告のあった局長の解釈では、「地目を変えることは自由だ。何ら 農地法に制約をかけるものはない。適正であるものは、そのまま地目を変 えていいんだ。」という説明に聞こえたのですが、それでよろしいでしょ うか。確認します。

はい、事務局。

はい、議長。

佐藤委員の質問にお答えいたします。先程来申し上げております、この 「新規開田の抑制について」という通知の中で表現されている「極力抑 制|というその表現について、確かに「極力|ということですので、基本 的には抑制と。それも当然、農業に関係する者については、ずっとずっと 命題として持ってきたものでございます。ただ、それについては「極力」 ということで隙間がございます。その隙間の部分で許容しなければならな い、許容できる内容については許容する余地があるのではないかと私は読 んでおります。

事務処理要領に、その「田から畑」のほかに「畑から田」という方向性 について認められているというのも、この「極力」という表現の隙間の部 分について、許容できるものであれば、それは許容して差し支えないとい うものがあるがために、そのような事務処理要領になっているのだろう と、私は今回解釈しております。ただ、先程も申し上げましたとおり、で はどういう状況で許してどういう状況では許さないのか、という点につい ての確固とした根拠となる資料は今回は提示できておりません。ですの で、その点については、はっきり「これなら良くてこれなら駄目」という 言い方には、正直できていないところです。

事務局 議長 事務局

ただ今回のこの案件につきましても、この届出をいただくにあたっては、補助金等の該当にはなりませんよ、と届出人にお話しし、今申し上げたようないろいろな過去からの経緯、過去にはほ場整備事業が入った土地でもあるし、あるいはその新規開田の抑制という考え方もあるという話、それから水田の台帳の担当にも当然ご案内していろいろな話を伺った上で、それでも本人が現状に合わせて自分の資産として整理をしたいという強いご希望があったものでございます。

なおかつ今までも補助金というものを交付していただいたことはないし、これからもこの水田に対して補助金・交付金の類を受け取るつもりはない、ただ、自分の営農スタイルとして、畑というものではなく、水田を取り組んできたということで、当然畑と水田ではやりようが違いますので、そこら辺で自分は水田なのだということで取り組んできたものだと伺っております。そのため、今回については事務局としては届出を受理したものになっております。

そういう意味で言いますと、受け取るまでの作業としては、ご本人に何回も役場に足を運んでいただきましたし、ご本人が理解しづらい部分については後継者と一緒に来ていただいたこともございますし、農政の担当とも一緒に話をするなど、「届出を持ってきました、そうですか」という簡単なものではなく、いろいろと確認作業をさせていただいた中で受理をさせていただいたものとご説明申し上げます。以上でございます。

議長よろしいですか。

佐藤俊孝委員はい。

議長それではほかに質疑ございますか。

阿部江利子委員はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。前回ですね、私、休んでしまいまして、1つだけ確認です。曖昧な状態で聞いたものですから。水田台帳には計上されていな

い、ということでよろしいですか。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 13番、阿部江利子委員のご質問にお答えいたします。現時点では水田台

帳に記載のない農地となっております。以上でございます。

阿部江利子委員 了解いたしました。

議長ほか、質疑ございますか。

白澤和実委員はい、議長。

議長 14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。これは、何を持って来ればいいのでしょうか。実は、 私のところにもあります、実際に。水田台帳に載っていないけども法人と

しては受けてやっているところもあるのですが、何と何を持って届出をす

ればいいのでしょうか、逆に。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 14番、白澤和実委員のご質問にお答えいたします。地目が畑になってい

るところについて、田に変更したいという場合につきましては、今回出していただいたもののとおり、転用許可等不要農地の現状変更届出を出していただければと思います。現状変更届出書と、それに付随する添付書類を出していただきたいですし、また、そこが今、現状が田であることが把握できるように写真等を添付していただければ進めやすいのかなと思います。ただ、現時点でいつから田としてやっているかというものについては、指導としては、あればいいですけれども求めているものではございま

白澤和実委員

写真と変更届出だけあればいい?

事務局 転用届出書に添付資料として具体的にお伝えいたしますと、現状変更届 出書を提出いただく際には、位置図、土地の全部事項証明書、公図の写

し、印鑑証明書、平面図、実際の工事をする場合には工事をする前に届けていただくことが前提となっていますので、平面図、あと現状の写真、また耕作されている人が提出するなどあれば所有者さんの同意書等を出して

いただく、などとなっております。以上でございます。

議長よろしいですか。

白澤和実委員はい。

議長ほか。

川村良道委員はい、議長。

議長 はい、6番、川村良道委員。

せん。

川村良道委員 6番、川村です。ただいまの件で質問なんですが、例え水田になったと

しても、先程言われたように「補助金対象になりませんよ」ということですので、まずこれの管理が町とか再生機構の方で管理しているのかどうかを確認したいということと、それから水田にした場合にやはり農家ですので麦を植えてしまったとした場合。麦はもうほとんど補助金じゃないですか。麦を植えたとしても、「この麦には補助金が出ませんよ」ということと、それから世代が変わってここにハウスを建てたとします。でも、ここのハウスでは水田活用交付金をいただくということもできませんということ。

こういうことが全部理解しての田というところですね、皆さん共有しないと、米だけ作りますということの確認をしないと、なかなか畑から田にするということにはかなりの制約があるということです。私の言った内容で合っているかどうかも併せて確認したいです。

事務局 はい、議長。 はい、事務局。

6番、川村良道委員のご質問にお答えいたします。川村良道委員のおっしゃるとおり、今回、田として登記地目は変更になりますが、今後、交付金の対象農地にはなりません。そのため、ほかの田とは別で、麦などに転作しても補助金等は一切出ないような形になります。

それについては、先程から「開田抑制」というお話もあったとおり、国として推奨するものではないからです。そこの補助金等は出ないという話は、今回の所有者さんにもお話しております。地目上はほかのものと同じ「田」となっても、補助金等で受け取れないものがありますというお話をしておりますし、それでもいいと、補助金を受け取る予定はないというお話があったので、今回届出いただいて畑から田に変更したものでございます。以上でございます。

議長

よろしいですか。

川村良道委員

ありがとうございます。

議長

ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので・・・。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。今の説明を聞いていて疑問に思うので教えてほしいんですが、今の田の扱いについて、どのように台帳に表記するんですか。

今後、この水田についてはこのような扱いなんだと今説明している内容を、台帳なり今後の補助金行政なりに関わることができた場合、該当する該当しないというところの判断の是非に繋がりかねない。当農業委員会が、この水田についてはこうだというふうに今言っているこのことをどのように示して、地域の方々からもコンセンサスを得られるようにするのか、その手法を教えてください。

川村良道委員

はい、議長。

議長

はい、6番、川村良道委員。

川村良道委員

6番、川村です。ただいまの佐藤さんの質問に関連することなんですけれども、再生機構のほうでどのような管理をされているのかどうかも確認できればと思います。併せて質問です。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤俊孝委員、6番、川村良道委員のご質問にお答えいたします。

今回、田と地目変更することによる今後の管理につきまして、交付金の対象地の管理につきましては農政が担当しておりますので、そちらのほうに情報提供することで、ほかの田との差別化を今後も継続して管理していくということになります。以上でございます。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。先程の説明は、「この農地は特殊ですよ」というかたちで農政に申し送りするのだということですけども、うちの管理はどうするんですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。今回の中身につきましては、農地台帳に畑から田に変更した農地であることの記載を残すことは可能でございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員

それをやったことで、今後のその交付金の該当農地にならないよとか、 そういうのはどのように表記されるんですか。拙速な回答は求めていません。

ただ、ここで定規を作る以上、最低限漏れないようにしねばならないので、先程の回答について基本となるところを確認しました。参考までにもう一つ申し上げますが、農業委員会の農地台帳は非常に重要視するものです。

例えば、事業を行う場合に当たって、この地域の水田面積はということで事業化のための確認をしたりとか、いろんな形で当委員会が管理している台帳は重要な情報です。その中で、問い合わせされたときに「ここの水田面積はいくらいくら、『ただし』」というような数字や内容を書き込まないとですね、その数字を求められた時に与えられなくなってしまう。条件付水田、そういうことも考えられるので、どういうふうに記載して台帳管理をしていくか。先程来説明している交付金等の対象にはしないということが、条件としてそこに示されない限り、特殊水田だというような実情は捉えられないわけですよね。

よくそこは管理できればいいな、というふうに思います。

今後のその管理の仕方、手法についても、この場ですぐお答えしなくても構わないので、よくよく整理した上で、「このような手法で管理していきたいと思います」ということを、教えてください。拙速な回答は求めておりません。こういうふうに整理したので、次回お示ししますということで構いませんから。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。水田の交付金の対象農地につきましては、農政が対象外であるということを、今回、情報共有しておりますので、管理されるものと考えております。また農業委員会につきましても、農地台帳にシステム上記載できますので、そちらの方に記載することで今後の情報として残していけると思っております。

また、実際に何か別の補助金等になった場合には、今回所有者であるご本人様にも提出いただいておりますが、耕作者さんが後継者であったために後継者さんも同意書という形で一緒に提出いただいておりますので、所有者様、また後継者である息子さんにつきましても、今回のお話、補助金等の対象にならないという話はしっかり伝えておりますので、問題はないものかと思っております。以上でございます。

佐藤俊孝委員

すいません。今のところですが、水田台帳の備考欄なり摘要欄について記載をした水田は、どういう水田だというふうに区分するんですか。今まで水田に区分はないんですよね。今までこのような事例がないので。で、その水田面積に、集計するとかその数字も包含されて矢巾町の水田面積がいくらというような形を示し、それが事業対象から見た時に全部対象または一部対象とかになりますっていうのがこれまでの数字の解釈なんです。

今回はその中に特例的な扱いをする水田という状況に聞こえるんですよね。そういう水田を何水田というんですか。条件付き水田とか、今後の事業対象外水田だとか、何かそういうふうに客観的な記載がないとわからないでしょうね。どうでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。水田台帳の水田活用交付金の対象農地の管理につきましては、農政が担当しておりますので、そちらの区分の名称等につきましては、農業委員会事務局では把握しておりませんので、農政に確認が必要です。

佐藤俊孝委員

それを農政のほうに対する意見として、水田区分の管理をお願いするの? 当方の農地台帳の中での区分をどういうふうにするかっていうところに戻るんです。整理してから説明をお願いします。

藤原幸藏委員

はい、議長。

議長

はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

10番、藤原です。この問題はですね、佐藤委員の方からいろいろ質問なりが出てますけれども、「今示さなくてもいいですよ」って言ってるんですから、議事進行をよろしくお願いします。

議長

それではですね、今の藤原幸藏委員から意見がございましたけど、この件について佐藤委員から、今じゃなくていいということで後で直接こうだああだというふうな見解を確認してお示しするようにしたいと思いますけど、よろしいですか。

(「はい、いいです」の声あり。)

議長

では、そのようにいたします。すいません、それと、今確認事項等を後でお示しするということはそうなんですけれど、ここで言ってる報告事案ということで、次へと進めてよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

議長 あの、お示しするのは後で。あの、質疑等が行うと思いますけれども、

そのようにしてよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

議長では確認事項等はお示しさせて、次に進みたいと思います。ではこの件

は終了ということで、次に進みます。

日程第10、報告第6号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出につい

て、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第6号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 こちらにつきましては、報告第5号にかけさせていただいたものの完了

届となっております。こちらについては現状が田となっているため、10月 26日に受理通知したその日すぐに提出いただいたため、届け出が10月26日

となっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入らせていただきます。質疑がございましたら、挙手願

います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長では質疑なしと認めます。次に進みます。

皆様にはお諮りいたします。

日程第11、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、日程第12、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定については農地法第3条にかかわるに関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

議長 それでは日程第11、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転 許可申請に対する許否決定について、日程第12、議案第2号、農地法第3

条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議

題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

(議案第1号及び第2号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 議案第1号について、補足説明させていただきます。

番号1番につきましては、●●氏が耕作予定の農地について、夫であり、また現所有者である●氏の意見により、農地を所有権移転するものとなっております。移転後は●●氏が主体となって耕作する予定です。

番号2番につきましては、●●氏が所有する農地について、経営主である●●氏に所有権移転するものとなっております。こちらにつきましては、夫婦の共有名義であった農地が市街化区域拡大に伴う農地転用により売却されたことにより●●氏名義の農地が今回の対象地1筆となったため、経営主である●●氏に整理したいとの申し出があり3条申請をいただいたものです。

続きまして番号3番につきましては、隣接農地を議案第5号で農地転用し、農家住宅とする予定であるため、農地のまま耕作する部分につきましても、●●氏に所有権移転するものとなっております。

事務局

続きまして、議案第2号について補足説明させていただきます。

番号1番の案件につきましては、農業者年金受給のために再設定をする ものとなっております。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑ありましたら、挙手願います。

高原弘明委員

はい、議長。

議長

はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

12番、高原です。議案第1号の3番の、この申請の関係で確認を取りたいと思います。この $\bullet \bullet$ さんの関係ですが、白沢のこの農地に住宅を建設するということで、その所有権移転があるわけですが、この件については昨年の12月に農業委員会の中で審議にかけられた事項で、農振除外申請がかけられた所で、この $\bullet \bullet$ さんについては新規就農をされるということで、その時にはお聞きしておりまして、またあの白沢の地に新規就業者が1件増えるんだなということで、非常に期待はしておったところです。

さらには、そこには住宅建設地の隣につきましては、私が農業委員になる前の前任者がその辺のところが遊休農地化している農地で、そこにビニールハウスを建てるということで、非常にいろいろ喜ばしいことだなということで期待をしておったところでございます。

ですから、今回ようやく申請上がってきたんだということで確認を取っていたんですが、ちょっと確認をしたいなと思っているところがあったので、質問をさせていただきたいと思います。

今回譲受人が●●さんですが、昨年の12月の農振除外申請の方と、申請者が違うということなので、そうすると農振除外申請と今回の第3条申請、所有権移転の申請は同一人物じゃないんですが、この2人の関係について確認したいですし、計画者と今回の所有権移転は別の方でも大丈夫だということでよろしいのか、その辺のところを確認したいと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。今回の農振除外の際の申請人と今回の申請人の方の続柄につきましてですが、今回出していただいた●●●●さんにつきましては、前回申請した●●●●さんの奥様となっております。今回につきましては、農地転用の申請が第5条で上げられておりますが、そちらのほうも奥様の名義になるため、農地のほうにつきましても●●●氏が所有することで申請いただいております。また、農振の申請時と今回の実際に所有権移転する申請時に名義人が異なることにつきましては、農政に確認しておりませんでしたので、確認のお時間をいただきたいところでございます。以上でございます。

議長

事務局

それでは、今のご質問で確認しなきゃないってことでありましたので、 確認するまで休憩といたします。

(14:40 休憩)(14:50 再開)

議長それでは再開いたします。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

我女 はい、事務向。

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。農振の申請と農地転用の届出人が異なる点につきまして農政に確認したところ、申請者が異なることによって農振除外の取り消し等にはなりません。ただし、農政への追加説明は必要になるとのことでしたので、今回の農地転用の許可について支障はないものと思われます。以上でございます。

議長よろしいですか。

高原弘明委員 はい、わかりました。

議長では、ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙

手願います。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許 否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手多数)

議長挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

皆様にはお諮りいたします。

議長

議長

議長

日程第13、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第14、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第15、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声でありますので、一括して議題といたします。

日程第13、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第14、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第15、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

(議案第3号、第4号及び第5号 朗読)

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

事務局より補足説明させていただきます。

議案第3号につきまして補足説明させていただきます。こちら申請位置は、役場の南西側約4.6キロメートルに位置しております。南側は町道舘山7号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在する場所となっております。今回、隣接する宅地及び住宅を売却するため地目の確認を行ったところ、農地であることが確認できたため、適用外証明を提出いただいたものでございます。

続きまして議案第4号について、補足説明させていただきます。こちらの申請位置は、役場北西側約2.4キロメートルに位置しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。こちらの農地については農振農用地となっております。当該農地は、令和元年に営農型発電として許可を受けた農地でありますが、許可日より3年が経過したため再度申請いただいたものでございます。営農型の一時転用の更新であり、今回更新が遅れているため顛末書を提出いただいております。

続きまして、議案第5号について補足説明させていただきます。こちら申請位置は、役場南東側約1.5キロキロメートルに位置しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在する場所となっております。こちらは農振除外しておりますので、農地区分は、第一種農地となっております。以上でございます。

それでは12月14日に農地転用現地調査を行った農業委員の方に、調査結果報告をお願いいたします。星川忠博委員が適用外、4条。高橋かおる委員が5条について、報告願います。

事務局

議長

事務局

議長

事務局

議長

星川忠博委員

それでは議案第3号です。12月14日、あいにくの大荒れでしたが現地を 調査してまいりました。

当該農地につきましては、もう40年以上、昭和52年以前から作業場、物置小屋等が建てられておりました。この度、土地を売却しようと地目を確認したところ、農地であることが判明したというところでございます。

農地へ復帰をするというのはかなり困難ではないかと思います。写真を 見ていただければわかるのですが、まず作業小屋の叩きを打って下屋があ りまして、アスファルト舗装がされている。そしてまたその農地に対し て、傾斜がかなりきつくて、かつ西側は山ということで、電気柵も途中に 張り巡らされており、立木もたっておりまして、かなり継続が困難ではな いかということを思いました。それにつきまして、農地法の適用外を証明 するにあたりやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、議案第4号の転用許可申請に対する現地調査についてです。12月14日、同じく14日なんですけども、私、星川と高橋かおる委員と、事務局2名と所有者であります●●さんの農地を視察してまいりましたけども、立会人は、発電の施設の担当の方でございました。

当該農地は、平成元年11月に営農型発電の一時転用ということで許可を受けた農地でありまして、許可日より3年が経過したということで、再度申請するという形でございますけれども、申請提出された●●さんは、確認を怠っていたということで、そこは更新で遅れることがないようにと指導するということをお伝えするよう業者のほうに伝えてまいりました。

現地ではパネルの間隔や支柱は持っている機械に対しては全然、作業には影響ないということを確認してまいりましたし、今年の収穫量につきましても8割を超えているということで問題はないと思われ、次年度も引き続き8割以上の収穫量が見込まれるのではないかということで、一時転用もやむを得ないと判断するということになりました。2番につきましても、同じ事業であり場所も近いところで、同じ意見でございます。以上でございます。

議長

そのほか、補足説明がございますか。

はい、議長。

議長

はい、3番、高橋かおる委員。

高橋かおる委員

高橋かおる委員

3番、高橋です。議案第5号についてですが、12月14日、星川忠博委員 と私と事務局2名で現地調査に行ってまいりました。当該農地は、令和4 年3月29日に農振農用地から除外された農地であります。

申請人は現在、アパート住まいであり、農機具の置き場や作業場がなく 営農に支障が出ております。農家住宅建築にあたり、将来の経営規模拡大 も視野に入れ、妥当な面積と判断されることから、転用はやむを得ないと 判断いたします。 高橋かおる委員

補足としまして、新規就農3年目ではありますが、今後、ハウスの増設 なども視野に入れ農業経営計画を立てており、矢巾町の農業発展に貢献し ていただけると思います。以上になります。

議長

すいませんでした。ほか、補足説明等ありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙 手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願いま す。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可 する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。

議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意 見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を 求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。

議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。次に進み ます。

日程第16、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局に朗読させます。

事務局

(議案第6号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、議案第6号について補足説明させていただきます。

まず1の利用権設定の番号の3番4番につきまして、ほかの貸借より賃借料が低くなっておりますが、こちらにつきましては、耕作者が水利費を払うこととなっているため、このような金額となっております。

また、番号5番、6番につきましては、農地中間管理を用いた貸借となっております。

続きまして、2の所有権移転の番号1番の案件について補足説明させていただきます。こちらにつきましては、盛岡市在住の方が耕作予定で所有権移転する案件となっております。譲受人の●●●さんにつきましては、盛岡市、矢巾町で営農している県の認定農業者であるため、集積の観点からも問題ないものと考えております。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がございました ら、挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。 議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計 画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、妥当な計画とであるとして意見することに決しま す。

議案第7号の詳細説明員を入室させますので、一旦休憩といたします。

(15:09休憩)

(15:16再開)

議長

それでは再開いたします。

日程第17、議案第7号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に 対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第7号 朗読)

議長

それでは、詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。

説明員

私の方から、議案第7号の概要について説明をさせていただきます。議 案書25ページでございます。

議案第7号につきましては、農地から別の土地利用をするために、農業振興地域内の農用地区域内から除外の申し出が2件ございました。こちらにつきまして、農用地利用計画の計画変更を行うものでございます。

それでは除外の申し出があります計画の内容について、説明させていた だきます。

1件目ですが、5ページほどめくっていただきますと、右上に番号1と書いてある事業計画概要書がございます。1件目ですが、農家分家住宅の建築に伴う除外となります。申出者は、 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$ さんとなっております。

説明員

資料をつけておりますが、申出者につきましては現在、●●●のアパートに居住しておりますが、週末は本家、奥さんもいるということで奥様は実家、本家の方にいるのですけれども、本家の農作業を手伝っている状況というふうに聞いております。今農作業をしております父がが高齢のため、今後今まで以上に農業支援を行えるように、本家の敷地において農家分家住宅の建設を行いたいということで、申し出がありました。

続いて2件目になります。右上に番号2と振っております●●さん、農 家分家住宅に伴うもので、申出者は●●●●さんと聞いております。

こちらの方につきましても、現在アパートに住んでいるということになっておりまして、本家の両親が高齢のため、農業支援を行えるように本家の隣接地において同様に農家分家の建築を行いたいということで申し出がございましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

今、説明がございました。それでは、質疑に入ります。次に、質疑がありましたら挙手をお願いします。質疑ございませんか。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番、阿部です。ちょっと確認したいんですけれども、様式第3号別添で(2)の農用地利用計画の変更というところなんですけれども、記載するのは登記地目ではなくて現況で計上されているんでしょうか。

説明員

現況で記載をしております。

議長

よろしいですか。

阿部江利子委員

はい。

議長

ほか、質疑はございませんか。

高原弘明委員

はい、議長。

議長

はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

12番、高原です。今回の申請にあたりまして、議案の2番のほうにつきましては昨年の農地相談会にいらっしゃった方で、いろいろとご検討されて今回申請をあげられたんだなということで、やっと申請が上がってきたなと感じております。

今回、質問は1番のほうなんですが、北郡山の今回の農家分家住宅の計画地なんですが、ここは矢巾町の都市計画道路の路線計画のところと、当たっているのかどうか、当たっていないのか、その辺のところを確認したいと思います。なんだか、ぶつかっていないかな、と心配しております。

説明員

はい、お答えをいたします。ぶつかっておりますが、本人の同意の上でということで、事業決定がした場合には従っていただくということで同意をいただいてるということで聞いております。

議長

よろしいですか。

高原弘明委員

わかりました。

議長

ほか、質疑がございましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、

挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。

議案第7号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見 決定について、変更するに妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛

成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、変更するに妥当な計画であることとして意見するこ

とに決します。

産業観光課の説明員が退席するまで休憩といたします。

(15:24休憩)

(15:24再開)

議長再開いたします。以上で議事の全てを終了いたしましたので、総会は閉

会といたします。大変皆様、お疲れ様でございました。

(終了 15:25)

以上は、令和4年12月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第12回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和	玍	日	н
11 J.H		Л	-

議	長	会	長				
議事録署名	3人		番				
議事録署名	3人		番				
議事録署名	3人		番				